

1号建物等建具更新

陸上自衛隊 用賀駐屯地

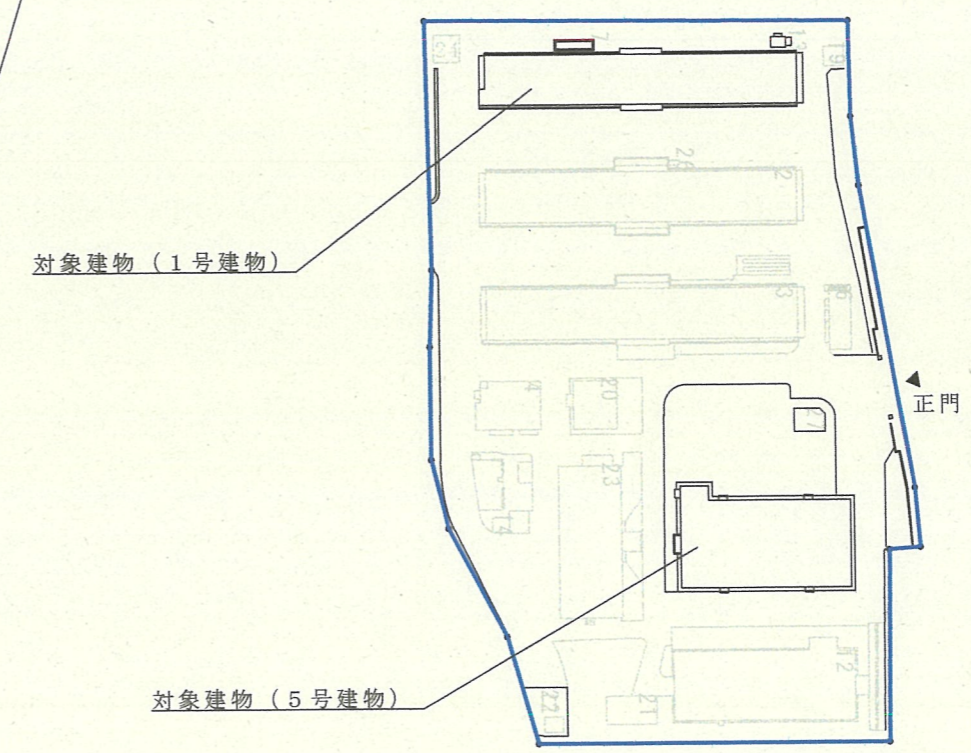
関係者以外不許複製

件名	1号建物等建具更新	図面 番号	1 / 5
図面 名称	表紙	縮尺 No, scale	



東急バス、駒大高校裏より約7分
 東急バス、馬事公苑覆馬場より約3分
 田園都市線、桜新町駅より約14分

案内図 (1 : 30,000)



配置図 (1 : 5,000)

件名	1号建物等建具更新	図面 番号	3 / 5
図面 名称	案内図・配置図	縮 尺	-

特記仕様書

1 件名

1号建物等建具更新

2 実施場所

東京都世田谷区上用賀1-20-1 陸上自衛隊用賀駐屯地

3 概要

1号建物

・アルミ建具撤去・鋼製建具新設・・・1カ所
※電子錠付き

・電子錠取付・・・・・・・・・・1カ所

・木製建具撤去・・・・・・・・・・1カ所

・間仕切り新設・・・・・・・・・・1カ所

・フロアヒンジ交換（両開き扉）・・・2カ所
※上下セット

・鉄格子撤去・・・・・・・・・・3カ所

・鉄格子新設・・・・・・・・・・5カ所

※鉄格子設置時既存ボード等の撤去・復旧（EP仕上）約2㎡（ボルト設置時）

5号建物

・フロアヒンジ交換（両開き扉）・・・1カ所
※上下セット

4 一般共通事項

(1) 総則

本仕様書は、用賀駐屯地で実施する「1号建物等建具更新」について適用する。

本仕様書に記載なき事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- ・「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」
- ・「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」
- ・「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」
- ・「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」
- ・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」
- ・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」

(2) 疑義

疑義事項については、官側と協議する。

(3) 現場管理

請負者は、工事現場において一切の管理を行い、駐屯地規則及び関係諸規則を遵守し、工事を実施する上で必要かつ適切な措置を行うものとする。

(4) 現場のおさまり等に関する協議

現場のおさまり、取り合い等の関係で、設計図書によるものが困難または不都合な場合は官側と協議する。

(5) 書類手続

着工に先立ち、工事関係書類、工程表各2部を監督官へ提出する。

(6) 駐屯地内への出入門等

駐屯地内への出入門等については、所定の手続き及び諸規則に従うものとする。

(7) 使用材料

工事に使用する材料は、すべて新品とし、搬入時に官側に連絡し、材料検査に合格したものを使用する。

(8) 工事写真

工程毎着工前・中・竣工後及び隠蔽される箇所他、監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真帳に整理の上、監督官へ提出する。

※写真は「工事写真の撮り方」を参照

(10) 光熱水料

官側の電気及び水は原則として使用しないものとし、やむを得ず使用する場合は有料とし、事前に諸手続きを行うこと。

(11) 発生材

金属類については、発生材調査とともに監督官の指示を受け指定された場所に整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、場外処分しマニフェストE票の写しを官側へ提出する。

(12) 火災予防

現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は受注者が負うものとする。万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。

(13) 作業時間

作業時間は8時30分から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。必要に応じ、既存施設部分等について適切な養生を行うとともに、完成に際しては当該工事に関する部分の適切な後片づけ及び清掃を行うものとする。

(14) 損傷等

本工事を実施するにあたり、駐屯地内外の施設に損傷等を与えないよう十分注意して作業すること。万が一損傷等を与えた場合は、速やかに監督官及び部隊等管理者に報告するとともに、全て請負業者の負担において処置すること。

(15) 環境物品等の適用

「環境物品等の調達に関する基本方針」に則り、使用材料はグリーン購入法等の環境配慮品を使用するよう務める。

5 特記事項

(1) 共通

ア 着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は図面より現地の取り合いを優先すること。

イ 図面に示す材料は同等品以上とし、監督官の承認を得るものとする。

ウ 色、柄等について選択できる材料については、監督官の承認を得るものとする。

エ 搬入した材料は、工事に使用するまで変質等がないように保管すること。

オ 図面に記載されている機材の製造者及び型式(型番)は参考のものであり、製造者等を特定しているものではない。

カ 本工事を施工する建物はすべて隊員が勤務及び生活をしている。

キ 鉄格子設置時に壁（コンクリート）に固定するために必要な室内壁面ボード等の撤去等（切欠き）・復旧含む。

6 各種機器参考型番

参考型番（既存型番）	
品名	型番
電子錠	テンキー型レバーハンドル（MIWA TK5LT）
フロアヒンジ①	NEW STAR No. HS-522（トップ、センター共）
フロアヒンジ②	NEW STAR No. 220（トップ、センター共）
フロアヒンジ③	OHTORI KIKO 1002S（トップ、センター共）

7 その他

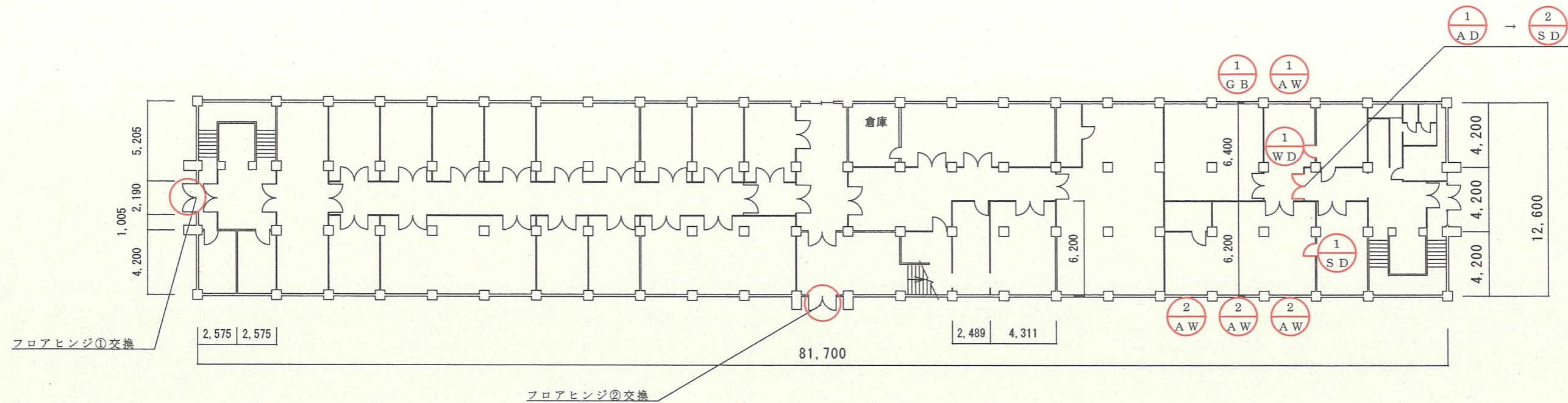
(1) 工事の日程は監督官との協議によるものとし、実施工程表を作成し提出すること。

(2) 検査官は、補修の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて補修の指示を行うことができるものとする。

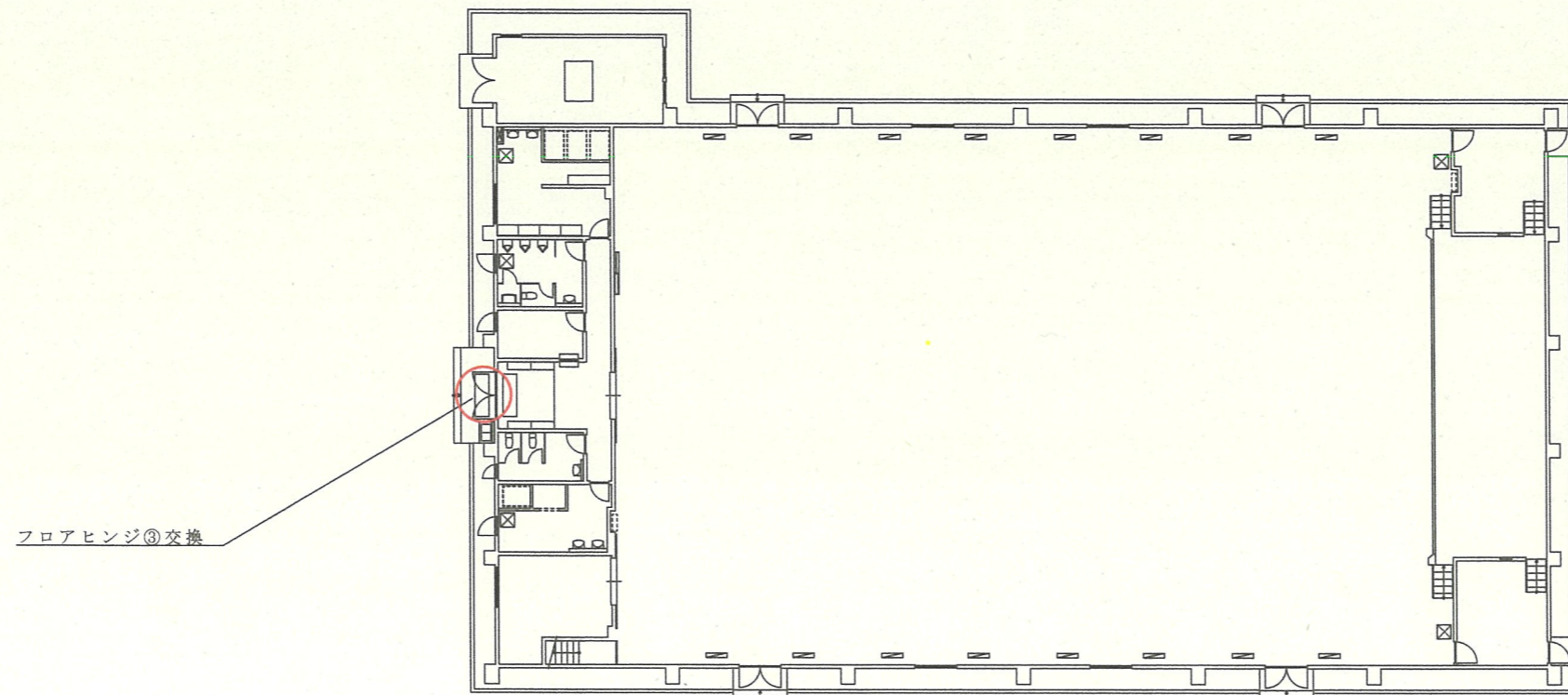
(3) 図面、仕様書に記載又は指示のない事項でも、技術的に当然なすべき事項は、積極的に実施すること。

(4) その他、官側の指定する書類を提出すること。

件名	1号建物等建具更新	図面番号	2 / 5
図面名称	仕様書	縮尺	—



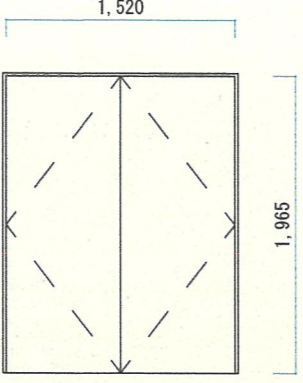
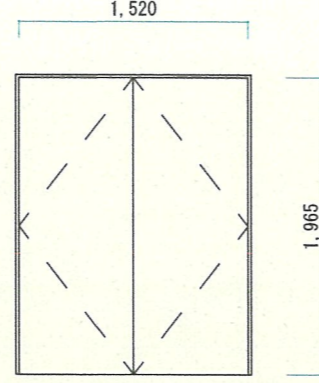
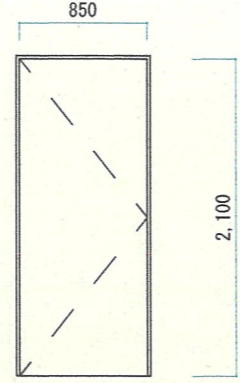
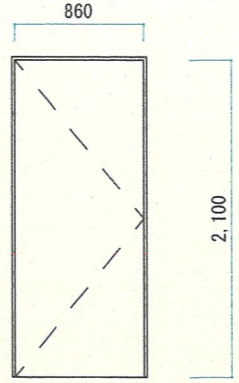
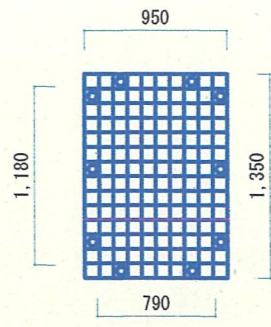
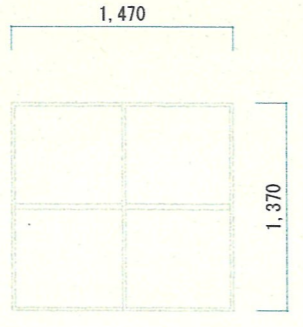
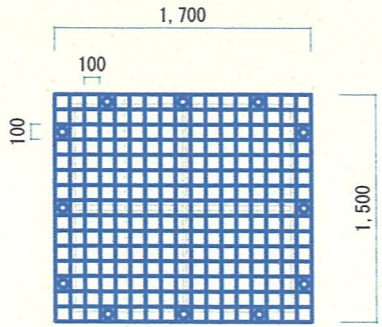
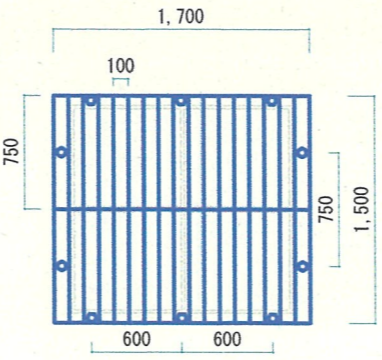
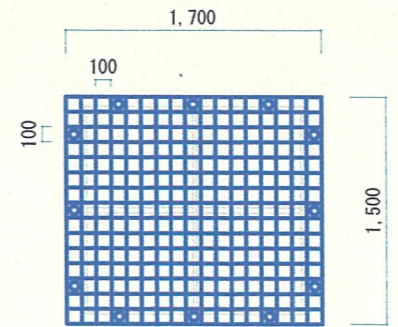
1号建物 平面図



5号建物 平面図

件名	1号建物等建具更新	図面 番号	4 / 5
図面 名称	平面図	縮 尺	1 : 300

建 具 表

符号	数量	① AD	1	② SD	1	① SD	1	① WD	1	① GB	1
建 具 形 式		アルミ両開き戸		鋼製両開き戸		鋼製片開き戸		木製片開き戸		羽目殺しガラスブロック窓	
姿 図											
工事内容		アルミ製扉撤去（枠込み）		鋼製フラッシュ扉新設（電子錠新設） （鉄板厚t=1.6以上）（枠込み）		電子錠新設		木製扉撤去（枠込み） （撤去後間仕切壁新設）		鉄格子新設（室内側）	
規格等		枠見込み 550		枠見込み 550 扉の合せ目に定規ぶち取付 テンキー式レバーハンドル（電池式） SOP塗装（枠込み）		テンキー式レバーハンドル（電池式）		LGS 65型新設 石膏ボード（両面） t = 12.5新設 E P 塗装（両面） ビニル巾木新設		φ 1 3 鉄筋以上 縦横 1 0 cm 以内の格子 外枠は山型鋼等で作成 SOP 塗装	
符号	数量			① AW	1	② AW	3				
建 具 形 式		アルミ製引違い窓（既設）		アルミ製引違い窓		アルミ製引違い窓					
姿 図											
工事内容				鉄格子新設（室内側）		鉄格子撤去（屋外側）		鉄格子新設（室内側）			
規格等				φ 1 3 鉄筋以上 縦横 1 0 cm 以内の格子 外枠は山型鋼等で作成 SOP 塗装		φ 1 0 鉄筋 縦 1 0 cm 以内の格子		φ 1 3 鉄筋以上 縦横 1 0 cm 以内の格子 外枠は山型鋼等で作成 SOP 塗装			

件 名	1号建物等建具更新	図面 番号	5 / 5
図面 名称	建 具 表	縮 尺	—